

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処分の名称		診療所病床設置（変更）許可
根拠条例・規則等名		医療法（昭和23年7月30日法律205号） 医療法施行規則（昭和23年11月5日厚生省令50号）
条 項		法第7条第3項 施行規則第1条の14第5項及び第6項
所 管 部 課		保健衛生局 保健所 保健所管理課（電話：048-840-2207）
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>(1) 必要な事項が正確に記入され、必要な書類が添付されていること。</p> <p>(2) 許可は次の場合に対象となる。 ア 新たに病床を有する診療所を開設しようとする場合、又は既設の診療所の病床を増床しようとする場合（規則第1条の14第7項で定める場合を除く。） イ 有床診療所の開設にあたっては、「有床診療所の届出に関する指導要綱」（平成19年11月19日部長専決）に基づく承認を受けていること。</p> <p>(3) 療養病床を設置する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 従事者の定員 医療法施行規則第21条の2に定める員数の標準から見て適当であること。また、その員数が充足される見通しがあること。 この定員配置は、施設全体としてのものであるが、病床設置箇所に看護師等及び看護補助者を適正に配置すること。 ○ 従事者配置の算定基礎 新規開設の医療機関にあつては、既存の同規模の施設の患者数を基に、患者収容予定数等を推計値として用いること。 入院患者数及び外来患者数については、前年度の平均値とし、入院患者数については、療養病床とそれ以外の病床により按分するものとし、外来患者数については、前年度の平均外来患者数をそのまま用いること。 ○ 構造設備 医療法施行規則第21条の3及び第21条の4に規定する施設を有し、第16条に規定する基準を満たしていること。
	設定等年月日	平成14年4月1日設定 令和4年1月1日最終改正

標準 処理 期間	期 間 (未設定の場 合はその理 由)	10日
	設定等年月日	平成14年4月1日設定 平成16年4月1日最終改正
備 考		